

## 一般財団法人日本看護学教育評価機構

### 会員規則

2018年11月5日

規程第1号

改正 2019年8月23日 規程第5号  
改正 2021年9月3日 規程第28号  
改正 2024年12月13日 規程第58号  
改正 2025年3月14日 規程第67号

#### (目的)

第1条 この規則は、一般財団法人日本看護学教育評価機構（以下、「機構」という。）定款第56条2項に基づいて定める。

#### (会員の種類)

第2条 機構の会員は次の2種とする。

(1) 正会員 機構の目的および事業に賛同して入会した看護系大学。なお、入会は教育課程単位とする。

看護系大学とは、保健師、助産師、看護師の国家試験受験資格を取得させ得る4年制大学及び省庁大学校をいう。

(2) 賛助会員 機構の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した個人や団体。

#### (資格)

第3条 正会員は、機構の事業を支える日本看護系大学協議会に加盟している大学であって、所定の入会申請を行い、理事会においてその入会が承認されなければならない。入会申請にあたっては、学長並びに当該看護学教育課程の責任者の連名で行う。

2 賛助会員は、機構の事業を賛助する個人や団体であって、所定の入会申請を行い、理事会においてその入会が承認されなければならない。

#### (入会手続き)

第4条 入会を希望する大学及び個人や団体は、入会申請書に必要事項を記載し、提出しなければならない。

2 受理した入会申請書は機構で保管するものとする。

3 入会が承認された会員には、理事長名で入会承認通知書（発刊番号付）を発行する。

#### (機構の事業への参画)

第5条 正会員は、看護学教育の質向上および教育研究の充実・向上に資するため、機構が行う看護学専門分野別評価の実施等、定款第4条に定める事業に積極的に参画し、協力するものとする。

(評価員候補者の推薦)

第6条 正会員は、機構が行う看護学専門分野別評価において、看護系大学の教育研究活動等をピア・レビューにより適切に評価するため、別に定める「評価員の選出に関する規程」に基づき、指定された期日までに評価員候補者を推薦するものとする。

2 評価員候補者は、機構が開催する指定の研修会等に参加しなければならない。

(評価員への配慮)

第7条 正会員は、評価員候補者が評価員として委嘱されたときは、当該評価員の評価業務が円滑に行われるよう配慮するものとする。

2 正会員は、委嘱された評価員が、機構が開催する指定の研修会等に参加できるよう配慮するものとする。

(退会)

第8条 正会員または賛助会員が機構から退会しようとするときは、退会年度の12月末日までに、機構の理事長宛に退会届を提出しなければならない。

2 退会届を受理した場合、理事長はその時期に最も近い理事会に報告するものとする。

(会費)

第9条 正会員および賛助会員は、それぞれ会費を期日までに納入しなければならない。

2 会費の有効期間は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる1年とする。

3 正会員の会費は、年間100,000円とする。

4 賛助会員の会費は、一口300,000円、一口以上とする。

5 納入済みの会費は、特段の理由がない限り返還しない。

(登録内容確認)

第10条 正会員は、変更の有無に関わらず、年度当初に看護学教育課程の責任者、事務担当者等の登録を行うものとする。また、年度途中に変更などがあった場合は届け出を行う。

(改廃)

第11条 この規則の改廃は、理事会の決議によるものとする。

附則

1. この規則は、2018年11月5日から施行する。
2. この規則の改正は、2019年8月23日から施行する。
3. この規則の改正は、2021年9月3日から施行する。

4. この規則は、2024年12月13日に改正し、同日施行する。

5. この規則は、2025年3月14日に改正し、同日施行する。